

令和3年度(令和2年分)の個人住民税から適用される 主な改正点をお知らせします

☎税務課住民税班 ☎84-1212

1 給与所得・年金所得の計算方法が変わります！

給与所得と公的年金等に係る雑所得の計算方法が、下表のとおり変わります。

◆給与所得

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	給与等の収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	① 給与等の収入金額÷4 (1,000円未満切り捨て)	①×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円		①×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		①×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～	給与等の収入金額－1,950,000円	

自分の該当する
税に関する変更
点は、把握して
おこう！



◆公的年金等に係る雑所得

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の方

・65歳未満(S31.1.2以後に生まれた方)

・65歳以上(S31.1.1以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
～600,000円	0円	～1,100,000円	0円
600,001円～1,299,999円	収入金額－600,000円	1,100,001円～3,299,999円	収入金額－1,100,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の計算については、町ホームページをご覧ください。

2 基礎控除が変わります！

控除額が一律10万円引き上げられます。

また、合計所得金額が2,400万円を超える方については、その合計所得金額に応じて控除額が減少し、合計所得金額が2,500万円を超える方については、基礎控除の適用ができなくなります。

申告者本人の合計所得金額	住民税基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円